

マイナンバーに関するアイデアソン運営業務 プロポーザル選定業者決定基準

1 評価実施機関

- (1) 評価は、「マイナンバーに関するアイデアソン運営業務選定審査会」（以下「審査会」という。）が実施する。
- (2) 審査会は、参加資格者から提出された提案書について、この「選定業者決定基準」に基づき選定を行い、契約予定者を決定する。

2 評価項目および配点

番号	評価項目	評価内容	配点	
1	基本方針	事業の目的および趣旨との整合性がとれ、現状をふまえた提案となっているか。	—	20
2	実施計画	実施方法に具体性があり、日程、人員、作業手順等が実現可能なものであるか。	(10)	40
		参加者がアイデアを出しやすいようイベント内容が工夫されているか。	(10)	
		ファシリテーター等の必要人員について、事業の目的が達成できる提案となっているか。	(10)	
		イベントの参加者を募集する方法が効果的なものとなっているか。	(10)	
3	知識	マイナンバー制度に関する知見、ノウハウを有しているか。	(10)	15
		当該事業と同様の事業の過去の契約実績（官公庁との調達に限定しない）はどの程度のものか。 ●配点＝実績数×1点（5つ以上は5点とする）	(5)	
4	費用	見積価格は低額か。 ●配点＝（最低提案価格÷当該事業者の提案価格）×10点（小数第1位を四捨五入）	—	10
5	追加提案	事業の実施に有益な提案であるか。 ●配点＝提案数×2点（5つ以上は10点とする）	—	10
6	その他	滋賀県地域情報化推進会議の会員であるか。	—	5
				100

3 評価および配点の方法

- (1) 有効な提案書に基づく提案者のプレゼンテーションを元に、「2 評価項目および配点」により提案内容を評価し、各評価項目の配点を決定する。
- (2) プレゼンテーションにおいて、提案書に記載されていない内容の提案があった場合、その提案は評価の対象とはしない。

4 契約予定者の決定方法

各評価項目の配点の合計点を算定した後、次の方法で契約予定者を決定する。

- (1) 合計点の高い提案者から順位を付け、第1位の提案者を契約予定者とする。
- (2) 合計点が高点の提案者があるとき
 - ア 合計点から費用に係る配点を除いた点数が高い提案者から順次上位の順位を付ける。
 - イ 合計点から費用に係る配点を除いた点数が同じ場合、「見積価格」の合計額が低い者から順次上位の順位を付ける。
 - ウ 合計点から費用に係る配点を除いた点数および「見積価格」の合計額が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない参加資格者があるときは、執行事務に関係のない滋賀県地域情報化推進会議事務局職員に、これに代わってくじを引かせ順位を決定する。

5 評価の対象外となる場合

滋賀県地域情報化推進会議事務局の事前の審査の結果、次に該当する提案書は無効となり、審査会による選定の対象外となる。

- (1) 提出者が参加資格者でない場合
- (2) 提出期間を過ぎて提出された場合
- (3) 提出物に必要な記載事項が確認できない場合
- (4) 仕様書の要件項目（任意の提案項目を除く）のうち実施しない、あるいはできないとする項目がある場合
- (5) 仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合